

令和3年12月24日

第18回村上市農業委員会会議録

第18回村上市農業委員会定例会を令和3年12月24日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後2時10分 事務局長（小川良和君） それでは、皆様、改めまして、ごめんください。ただいまから第18回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は、全員出席でございます。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の皆様からもご出席をいただいております。本日は、推進委員の皆様につきましても全員出席をいただいております。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、会議に入ります前に、農業委員議席番号20番の富樫与志栄委員から発言を求められておりますので、富樫委員、お願いいたします。

○20番（富樫与志栄君） 皆様、ごめんください。20番の富樫与志栄です。

先般、12月8日に父の葬儀に際しまして皆さんからたくさんのご厚志をいただきましてありがとうございました。また、ご参列をいただきまして大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。改めて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員選出に入ります。

恒例により、議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第18回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員には、議席番号18番、大野委員、議席番号19番、村山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今日は6件でございます。

1 ページ御覧いただきたいと思ひます。番号1、申請人、_____、土地につきましては2筆、面積2,019平米、申請事由といたしましては、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、_____、土地につきましては8筆、面積2,331平米となっております。申請事由といたしましては、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、2 ページ御覧いただきたいと思ひます。番号3、申請人、_____、土地につき

ましては17筆、14,764平米となっております。申請事由といたしましては、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号4、申請人、____、土地につきましては2筆、面積944平米、申請事由としましては、申請地は農地法施行前より診療所があり、その後、旧朝日村役場塩野町支所やJAの駐車場として使用され、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号5、申請人、____、土地につきましては1筆、面積403平米、申請事由といたしましては、申請地は30年以上前に杉を植林し、現在は山林と化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

1枚めくっていただきまして、4ページ御覧いただきたいと思います。番号6、申請人、____、土地につきましては1筆、面積3,040平米、申請事由といたしましては、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をいたします。右側、5ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面左下に旧門前谷小学校がございます。図面には表示されておられませんけど、この下に県道大栗田村上線が走っております。今回の申請地は、図面右上、太線に囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、6ページ御覧いただきたいと思います。番号2でございます。図面左手に山屋集落がございます。集落から右方向、山側方向に太線で囲まれている申請箇所、8筆になりますけど、こちらの箇所が今回の申請箇所となっております。

右側、7ページ御覧いただきたいと思います。番号3でございます。図面左手、同じく山屋集落が左手にございまして、集落周りから右方向に向けて17筆、太線で囲まれているところ17か所ございますけど、そちらが申請箇所となっております。

1枚めくっていただきまして、8ページ御覧いただきたいと思います。番号4になります。図面中央を北から南、上から下に通っているのが国道7号でございます。その右側、同じく並行して流れているのが大須戸川でございます。図面中央に塩野町郵便局がございます。その向かい側、道路を挟んで向かい側に今回の申請地がございます。

続きまして、右側、9ページ御覧いただきたいと思います。番号5の案件となっております。図面中央、右上から左下方向に通っているのが県道高根村上線、高根村上線の右下方向に高根川が流れております。今回の申請地は、図面左下のところに変形四角形というのですか、太く囲まれていますけれども、こちらのほうが申請地となっております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、10ページ御覧いただきたいと思います。番号6の案件でございます。図面左側に寒川集落がございます。左上から右下方向に通っているのが主要

地方道山北朝日線でございます。この主要地方道に並行して中央を流れておるのが蒲萄川となっております。この蒲萄川の上、図面でいうと右下に太く囲まれているところが今回の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど報告のあった件についてご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて、事務局から報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分取消申請書について報告いたします。

11ページ御覧いただきたいと思います。1件ございまして、貸人が_____、借人が_____、親子関係でございます。土地につきましては1筆、面積593平米、転用目的といたしましては太陽光発電設備の設置、契約につきましては使用貸借、許可番号は平成30年10月1日村振農第3055号となっております。備考としましては、取消しの理由で、ソーラーパネル設置業者との契約解除のためということでございます。

この農地法の取消しにつきましては、平成16年の3月に県から出されている「農地法の規定による許可申請書及び許可処分の取消し等の取扱いについて」、そちらのほうで農地の区画形質の変更が行われておらず、事実上許可前の状態と変わらないと認められる場合には取消しは可能となっております。そういったことから現地を確認しましたところ、畑のままの状態であり、許可前と変わらない状態となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明のあった件について質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は以上といたします。

次に、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、12ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借が1件、贈与案件が4件、売買の案件が1件で、合わせて6件でございます。

それでは初めに、使用貸借の案件です。番号1番、譲渡人、_____、譲受人、_____、田4筆、畑2筆、計6筆で、地積、田畑合わせまして15,138平米、こちらは農業者年金受給のために再

設定する案件でございます。

続きまして、番号2番から5番までは贈与の案件でございます。番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、田1筆、地積は145平米、こちら先代の時代に農地の交換をしていたそうなのですが、今回貸借を進めるに当たり、所有者の名義を変えるため贈与するものでございます。

続きまして、番号3番、4番は関連がございます。番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、畑1筆、地積は1,192平米。続きまして、番号4番、譲渡人、____、代表取締役、____、譲受人、____、田2筆、地積2,270平米。こちら新規就農の事業に合わせて祖父及び____から____へ贈与するものでございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、田2筆、畑3筆、合わせまして5筆、地積が2,443平米でございます。こちらは所有者が高齢になり、今現在管理をお願いしている甥の____のほうへ贈与をするものでございます。

続きまして、14ページになります。番号6番の案件でございます。譲渡人、____、譲受人、____、田1筆、地積480平米、対価____、10アール当たり____でございます。筆は分かれています、同じ1枚の田んぼを譲受人が所有、耕作をしております。

場所の説明いたします。15ページ御覧ください。こちら河内集落でございます。ページ中央やや下側を百川が流れております。ページ左側行きますと、国道290号でございます。290号から集落に入ってすぐの付近になります。ページ中央やや左側に太く囲った場所が今回議案第1号、番号2番の贈与案件の箇所となります。

続きまして、16ページ御覧ください。こちらは南田中集落になります。ページの左側を斜めに日本海沿岸東北自動車道でございます。ページを右のほうへ進むと国道7号が走っています。集落の右下側、太く囲った場所でございますが、こちらが議案第1号、番号3番の贈与案件の箇所となります。

続きまして、右側の17ページ御覧ください。ページ中央左側でございますのが大池でございます。その右側、ページ中央を南北に国道345号が走っており、神林分署でございます。その右下側になります2か所、太く囲ってございます。そちらが議案第1号、番号4番の箇所となります。

めくっていただきまして、18ページを御覧ください。位置の都合で、ちょっと縮尺を変更しております。こちら中原集落でございます。ページ左側に高根川が流れており、ページ中央やや右側、集落内を県道高根村上線が南北に走ってございます。ページ右上には朝日みどり小学校がございます。集落の上側で県道の左側、2筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の贈与案件、田の位置でございます。ページの右下側に囲った3筆が畑の部分でございます。

最後に、19ページでございます。ページ右側でございますのが旧平林小学校でございます。そして、ページ中央を南北に国道7号とJR羽越本線が通っております。その羽越本線の左側、太く囲った細い箇所になりますが、こちらが議案第1号、番号6番の売買案件の位置図となります。以上で場所の説明を終わります。

説明した6件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号3番、4番について審議いたしますので、議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（__番 _____退席）

○議長（石山 章君） それでは、農地法第3条関係、番号3番、4番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案番号3番、4番について許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請、番号3番、4番につき許可することに決定いたしました。

（__番 _____着席）

○議長（石山 章君） __番、_____、番号3番、4番につき許可することに決定いたしました。それでは、番号3番、4番を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これもしばらくないようでありますので、農地法第3条による許可申請については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

20ページを御覧いただきたいと思います。今月は4件ございますが、番号2から4は砂利採取に伴う一時転用の案件となっております。

まず初めに、番号1、譲渡人、_____、譲受人、_____、_____、土地につきましては1筆、地積343平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買となっております。対価は_____、10アール当たり_____となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設、山辺里小学校と保育園があり、上下水道管が埋

設された道路の沿道の区域に位置する農地です。木造平家建て1棟、建築面積は105.99平米となっております。

続きまして、下段、番号2、貸人、____、借人、____、____、____、土地につきましては2筆、地積は2,057平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価が____となっております。農地区分は、農振農用地にある農地となっております。備考としましては、一時転用、利用期間は令和4年3月1日から令和5年5月15日、全体計画は10,364平米となっております。関係者3名でございます。

続きまして、右側、21ページ御覧いただきたいと思います。番号3、貸人、____、借人は____となっております。土地につきましては3筆、地積6,278平米。以下、番号2と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

続きまして、下段、番号4、貸人、____、借人、____、土地につきましては2筆、地積は2,029平米となっております。転用目的、契約、備考は番号2と同じでございます。農地区分につきまして、第1種農地となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。22ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面中央上段に山辺里小学校、山辺里保育園がございます。その右側に、保育園の脇から県道大栗田村上線が上から下に通っております。図面右下に上相川集落がございまして、この集落の下方向に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、23ページ御覧いただきたいと思います。こちら番号2、3、4の案件の位置図でございます。図面下段中央に堀野集落がございます。中段に右から左に通っているのが県道鶴岡村上線、図面左側、この県道に接して今回の申請地がございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員2番、近藤委員。

○推進委員2番（近藤和明君） 推進委員2番、近藤です。村上地区では、12月10日金曜日に農地法第5条第1項の許可申請による現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に日下地内の村上農村環境改善センターに集合しました。農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から中村次長が出席し、申請内容について説明を受けた後、現地に移動しました。現地では、____の立会いの下、申請内容の資料に沿って説明を受けました。申請者は、現在貸家住まいのため、子供たちの保育所並びに小学校も近くにあり、また申請者の奥様の実家もすぐ近所にあることから、住宅建設を計画し、申請するものです。汚水、生活雑水については公共下水道へ、雨水排水は自然流下などを確認済みです。よって、このたびの申請については村上地区委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、転用に係る現地調査の報告を議案番号2番から4番についてお願いいたします。

9番、本間サヨ子委員。

○9番（本間サヨ子君） 9番、本間です。朝日地域では、12月の13日月曜日に農地法第5条の申請がありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時30分に朝日支所会議室において農業委員5名、最適化推進委員6名、事務局からは中村次長、朝日支所産業建設課産業観光室の菅井主査が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後、中新保地内の現場に移動し、_____の_____立会の下、申請内容について確認を行いました。申請者である_____は、昨年の12月定例会において今回の申請地と同じ中新保集落内において砂利採取の転用許可を受けており、特に農家等からの苦情もなく施工されていることから、今回の場所においても適正に進められていくものと判断し、朝日地域としては委員全員許可すべきものとの意見になりました。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議席番号__番、_____、議案番号2番について議事に参加できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 _____退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号2番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案番号2番につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第5条の規定による許可申請、番号2番につき許可することに決定いたしました。

（__番 _____着席）

○議長（石山 章君） _____、番号2番につき許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） 失礼いたしました。2番を除いた5条につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、24ページ御覧ください。

まず初めに、本日差し替えの文書を配付させていただきました。55ページから58ページになっておるかと思えます。こちら内容につきましては、ナンバー88番と91番の訂正でございます。相続人の表示誤りということで配付させていただきました。大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。今月は、使用貸借が7件、賃貸借権の設定が68件、売買が6件、農地中間管理事業による貸借が40件、合わせて121件でございます。

それでは、番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田、計3筆、面積は合わせまして751平米、期間は10年、改良区費、借人負担、新規の設定となります。

以降7番までが使用貸借権の設定の案件となります。

続きまして、番号8番、こちら26ページからになります。賃貸借権の設定案件でございます。番号8番、貸人、____、借人、____、地目、田、計5筆、面積、合わせまして4,672平米、期間9年間、賃借料は10アール当たり____、改良区費は貸人負担、新規の設定となります。

以降42ページの番号75番までが賃貸借権の設定の案件となります。

続きまして、番号76番、43ページ御覧ください。番号76番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田、1筆、面積は775平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、番号77番、譲渡人、____ほか1名、ほか1名は____でございます。譲受人、____、地目、田6筆、畑2筆、面積合計が合わせまして17,124平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり田が____、畑が____でございます。

それでは、45ページになります。番号78番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田、計1筆、面積は61平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、番号79番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑3筆、面積、合わせまして2,136平米、契約の種別、売買、対価____、10アール当たり____でございます。

続きまして、めくっていただきまして、46ページになります。番号80番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田2筆、面積、合わせまして4,031平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

番号81番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田8筆、面積、合計が9,426平米、

契約の種別、売買、対価は_____、10アール当たり_____でございます。_____も_____も_____の構成員ということでございます。

それでは、場所の説明をさせていただきます。48ページ御覧ください。こちら下鍛冶屋集落になります。ページの左側に国道7号ございます。ページ中央に保内小学校ございまして、その小学校から右側、太く囲った場所が今回議案第3号、番号76番の箇所になります。

続きまして、49ページ御覧ください。こちら有明集落地内になります。ページ中央にございますのが神林中学校でございます。ページ右上には旧神納小学校でございます。その旧神納小学校の下側に2筆囲った場所がございます。こちらが申請地_____と_____でございます。ページ中央の上側、中学校の少し上にございますのが申請地_____、そして左斜め下に3筆ございますのが申請地の_____と2及び_____の田でございます。そして、中学校の下側に2筆、申請地_____と_____でございます。こちらが議案第3号、番号77番の箇所となります。

ページめくっていただきまして、50ページ御覧ください。ページ中央を南北に国道7号が走っております。ページの中央下側にございますのが小川集落、公会堂でございます。ページ中段の右側に太く囲った場所ございますが、今回の申請地であります議案第3号、番号78番の箇所でございます。

続きまして、右側の51ページ御覧ください。ページ左側が国道7号でございます。ページの中央に小川小学校がございまして、その小学校の上側になります。2筆まとまっている箇所と、少し離れて1筆ございます。太く囲まれた場所が今回の議案第3号、番号79番の位置図でございます。

めくっていただきまして、52ページ御覧ください。ページ上部に高根川が流れており、ページ中央を南北に県道小揚猿沢線が走っております。下のほうに見えますのが岩沢集落でございますし、上のほうへ行きますと川端集落及び高速道路の起点の場所がございます。その県道の右側になりますが、ページ中段右側に太く2筆つながった申請地30番、31番、こちらが議案第3号、番号80番の位置図でございます。その上部に1筆、次の議案番号81番につきましても位置の関係から表示をさせていただきます。

続けて、右側の53ページも御覧ください。番号81番の位置図でございます。先ほどのページのやや右下側の位置図になります。右上に朝日支所近くの球場と保健センターございまして、その保健センター下側に1筆、申請地_____でございます。そこから左側が岩沢集落でございますが、集落に沿って県道高根村上線が南北に走っております。その県道の右側に上から今回申請地の_____、_____、_____、_____、_____がでございます。先ほどのページの1筆と合わせまして、議案第3号、番号81番の箇所でございます。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、54ページを御覧ください。農地中間管理事業による利用権の設定です。今回は、使用貸借が5件、賃借権が35件、合計40件。使用貸借の5件については、

全て賃貸借と併せての契約になります。

それでは、番号82番、貸人、____、____ほか1名、借人、____、____、____、土地につきましては田、計2筆、1,257平米、期間が16年間、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。

ページ進みまして、55ページ、番号86番までが使用貸借の案件となります。

次に、番号87番、貸人、____、借人、____、____、____、土地につきましては田1筆、1,295平米、期間が6年間、借賃が10アール当たり____、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。

ページ進みまして、67ページ、番号121番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号2番及び31番から36番につき審議いたしますので、議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席を願います。

（__番 ____退席）

○議長（石山 章君） 議案番号2番及び31番から36番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案番号2番及び31番から36番につき承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号2番、31番から36番につき承認することに決定いたしました。

（__番 ____着席）

○議長（石山 章君） ____、番号2番、31番から36番につき承認することに決定いたしました。

次に、議案番号6番、48番、49番、78番、79番につき審議いたします。議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（__番 ____退席）

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号6番、48番、49番、78番、79番につき承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長（石山 章君） _____、関連議案、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号9番から11番につき審議いたします。議席番号__番、 _____、議事に参与できませんので、退席してください。

(__番 _____退席)

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号9番から11番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長（石山 章君） _____、議案番号9番から11番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号62番から66番につき、議席番号__番、 _____、議席番号__番、 _____、議席番号__番、 _____の3名は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(__番 _____、 __番 _____、 __番 _____退席)

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 議案番号62番から66番まで、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号62番から66番につき承認することに決定いたしました。

(__番 _____、 __番 _____、 __番 _____着席)

○議長（石山 章君） 議事に参与できなかった3名の方、議案番号62番から66番まで承認することに決定いたしました。

次に、議案番号82番から121番までにつき審議いたします。

議長である私が議事に参与できませんので、退席し、職務代理者から議長をお願いいたします。

(__番 _____退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、ただいま _____が54ページから67ページに記載されている議案番号82番から121番、 _____でありますので、代わりに私が議事を進めさせていただきます。

まず、事務局からの説明を求めます。

すみません。今ほど終了しておりますので、これに関して審議をお願いいたします。ご意見、ご

質問のある方は挙手の上ご発言をお願いします。ございませんか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) しばらくないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、82番から121番は承認されました。ありがとうございます。

(__番 _____着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、82番から121番、関連する議案、承認いただきました。

○議長(石山 章君) 今ほど農業委員議席番号5番、佐藤委員、公務のため退席いたしましたので、連絡をしておきます。

それでは、今ほど承認いただいた案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。1番、阿部委員。

○1番(阿部正一君) 1番、阿部です。ちょっと参考にお伺いしたいのですが、20番、21番、22番、再設定ではございますけれども、地方公務員でありますよね。それってこの場合、以前もありましたけど、兼職の禁止ということで引っかかっていたが、その法律がまだあるのか、それとも、前も届出さえすればオーケーだと。これ、3条のお父さんからの貸借にも関係いしますが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○事務局副参事(小田雄介君) 今ほどのご質問ですが、公務員のほうは確かに兼職のほうは禁止されておるかと思えます。それで、うちのほうの総務課の人事のほうにそういった兼職の届出をされていれば、こういったことも可能になるかと思えます。人事のほうにその届出をされているということでございます。

○1番(阿部正一君) じゃ、前と変わっていないということですね。

○事務局副参事(小田雄介君) そうです。

○1番(阿部正一君) その辺もお聞きしたかったのです。

○事務局副参事(小田雄介君) その辺も変わってございません。

○1番(阿部正一君) 届出を出し、承認を得ればということでしょうか。承認は得ているということですか。これは再設定だから、そういうことですか。

○事務局副参事(小田雄介君) そうです。

○議長(石山 章君) 1番、阿部委員、よろしいですか。

○1番(阿部正一君) はい。

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第3号につき承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

68ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、189平米でございます。申請事由としましては、申請者は高齢になり管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものです。

続きまして、箇所の説明をいたします。右側、69ページ御覧いただきたいと思います。図面左側に荒川が流れております。図面中央に湯の沢集落開発センターございまして、その脇、太く囲まれているちょうど図面の中心に申請地がございます。

位置の説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほどの議案につき転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議席番号8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。議案4号、別段面積の区域設定申請について報告いたします。

12月、今月の6日、表題の件で、地区代表の板垣委員と私と事務局から中村次長出席の下、現地を確認してまいりましたので、ご報告いたします。現地は、地図でも御覧のように川沿いにある土地であります。葛籠山地内にあります。今回の借手側の家、_____の後ろにある畑でございます。申請人の_____は、議案の説明にもありますように、身体的な理由で親戚である_____にその農地を委託したいとの申出がありましたが、農家でない_____が農地を得ることはできないことから、このたびの別段の面積区域設定申請となりました。現地は、非常によく管理されておりました。農地として継承される事例としては優良な案件ではないかと話し合っていました。よって、この案件は許可に値するものと考えられますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については承認することに決定いたしました。

議案としては以上であります、その他について、議案として皆様方から何か。

8番、遠山委員。

○8番(遠山久夫君) 8番、遠山です。ちょっと聞きたいのですが、中間管理機構に委託して契約成立した、どちらも、受け手も出し手も高齢になっているのが実情かなと思います。高齢の方が受けた場合、もう出来なくなったという、返されたときの対応というのは、返された側が取るものなのか、あるいは中間管理機構のほうでそういったところを検討してくださるのかどうか、実はそういうのを聞かれたものですから、それをちょっと今の段階でお聞きしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長(石山 章君) 局長。

○事務局長(小川良和君) 今ほど8番、遠山委員からのご質問につきましてお答えいたします。

制度的にいきますと、中間管理機構が借手を探すという形になると思います。現在借りている方が高齢でできなくなるよという形になりましたら、農業委員会が事務委託を受けておりますので、農業委員会のほうに相談いただくような形で対応をさせていただくことになろうかと思えます。なので、地権者が実際に動くというよりは、耕作者の方ができなくなって、返すよという形で、最終的には耕作者の変更という形で、地主さんと機構との契約は残したまま、新たに機構と耕作者が、今度耕作される方変更するというような手続で処理になりますので、そんなような対応を今現在も、正直機構を通じて貸し借りされている方で、耕作やめられる方等についてはそういう対応をさせていただいているところなので、同じ対応になろうかと思えます。ですので、やめられる方、事前に相談いただければ、通常基盤強化のあっせんと同じような形で、皆様方に最終的にはお願いする格好にはなろうかと思えますが、農業委員会のほうで対応するという形になろうかと思えます。

○議長(石山 章君) 遠山委員。

○8番(遠山久夫君) ありがとうございます。今までこういう貸し借りについてはもうできた段階で中間管理機構を通してというのが実情かなというふうに思われますが、相手方、要するに出し手の方が本当に心配しています。自分の農地、これからどうなるのだという心配をしているものですから、そういう質問が出たのだらうと思います。農業委員、そういう働きもあるのだらうと今局長の話聞いて分かりましたけれども、こういう状態だということをもっと事務局のほうでも捉えていただければなと思います。ありがとうございました。

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。推進委員の方、もしありましたら。

齋藤委員長。

○推進委員3番(齋藤裕助君) 3番の推進委員の齋藤です。議題の中にはないのですけれども、先

般、担い手農家さんへのアンケートということで、私の担当地区で私10名ほど配付しまして、回収やったのですが、そのアンケート結果についてまとめたものを担い手さんを集めて報告するとか、今後の対応についてどうなっているのでしょうか、聞かせていただきたいのですが。

○議長（石山 章君） 局長。

○事務局長（小川良和君） すみません。対応が遅くなっていて、申し訳ございません。一応神林地域の今年の地域会の活動ということで、最終的には担い手の方と意見交換をさせていただくと、そのための事前の資料というか、議題として課題を整理するという意味で皆様方をお願いしたところでございます。今後、日程を調整させていただいた上で、担い手の方との意見交換会並びに神林地域としては今年塩谷地内の畑の対応というふうなこともありましたので、その辺も含めた形で意見交換を進めさせていただければというふうに考えておりますので、いましばらくお待ちください。すみません。

○推進委員 3 番（齋藤裕助君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、以上をもちまして議題のほうを終了させていただきます。

3 時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時12分～午後 3 時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 4 時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 3 年12月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員